



令和元年度第2回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等指導講習会

各種届出及び請求事務に 係る留意事項について

届出の種類

☆大人のサービス

- (1) 変更届出書(第3号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第4号様式)
- (3) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)
- (4) 指定変更申請書(第2号様式)

★子どものサービス

- (1) 変更届出書(第2号様式)
- (2) 廃止・休止・再開届出書(第3号様式)
- (3) 障害児(通所・入所)給付算定に係る体制等に関する届出書(通称:体制届)
- (4) 指定変更申請書

はじめに

届出のルール・様式は
「障害福祉情報サービス
かながわ（通称「らくらく」）」で
確認して下さい。

【届出のルールを確認できる冊子】

☆大人のサービス

『2-1 事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法』

★子どものサービス

『【事業所指定①】変更・廃止・休止の届け出方法』

届け出のルールが記載された冊子の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
☆大人のサービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
☆子どものサービス

文書名:『2-1』事業に変更が発生した場合の手続きと届出の方法

文書名:『事業所指定①』変更・廃止・休止の届け出方法

(1) 変更届出書

～変更届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

・名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき

⇒ 10日以内

※ 届出期日は変更後でも良いこととされていますが、基準に関わる内容の変更については、事前に必ずご相談ください。

(例: ①サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の変更
②事業所の所在地の変更)

根拠: 障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

～変更届出書を出すまでの流れ～

- ①変更を行う内容が、どの変更事項に当てはまるのか確認する。
- ②変更事項が分かったら、必要な添付書類と備考を確認する。

変更届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★大人のサービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★子どものサービス

文書名:『2-2 第2号様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定②,③』

～変更届出書を出すまでの流れ～

【添付書類の掲載場所】

☆大人のサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒文書名:『2-3各種添付資料様式』

★子どものサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式②】事業所指定に係る添付書類、【指定申請様式③】事業所指定に係る添付書類記載例

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒5 事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等(児童福祉法関係)⇒【事業所指定③】管理者・児童発達支援管理責任者の変更時添付様式(記載例付)

※添付書類の付表とは？

次の掲載場所から新規指定申請様式のダウンロードを行ってください。プルダウンで申請する事業所(施設)の種類、申請者の法人の種類、申請する事業の種類を記入すると付表のシートが出ます。

☆大人のサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒2 事業所新規指定申請様式等(障害者総合支援法関係)⇒
文書名:『3-1 指定障害福祉サービス事業者等指定申請書様式(EXCEL2007/2010版)』

★子どものサービス

書式ライブラリ⇒1 神奈川県からのお知らせ⇒4 事業所新規指定申請様式等(児童福祉法関係)⇒【指定申請様式①】障害児施設申請様式V085.1

～変更届出書を出すまでの流れ～

- ③変更届を作成し、必要な添付書類を準備して提出する。
- ④ 提出前にもう一度、提出書類の不足や、様式の記載漏れがないか等確認をする。

※様式違いや添付書類の不備、記載漏れが非常に多くなっています。

～変更届出書を出すまでの流れ～

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更があった事項に○印がない。
- ④変更前と変更後の内容が記載されていない。もしくは変更後の欄に別添参照と記載しているが、別添書類があるだけで、どこをどのように変更したのかわからない。
- ⑤変更年月日が記載されていない。
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理責任者補足研修の修了証の写しがない。(児童:基準上必要な職員の資格証明書の写し、実務経験証明書がない。)
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒届出として受理する以前の内容です。

～変更届出書を出すまでの流れ～

【サビ管・児発管のやむを得ない事由による変更について】

- ・やむを得ない事由の変更をする場合には、事前に連絡・相談をして下さい。
- ・連絡・相談等なく届出した結果、やむを得ない事由として判断できず、人員欠如減算に至っているケースがあります。

(2) 廢止・休止・再開届出書

～廃止・休止届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

・事業を廃止、休止するとき

⇒ 1ヶ月前

ポイント

廃止・休止届出書の1ヶ月前ルールに気を付けてください！！

例 平成30年3月31日に廃止したい場合

廃止届出書を平成30年2月28日に郵送し、3月1日障害サービス課着 ⇒ 3月31日
付け廃止×

廃止届出書を平成30年2月26日に郵送し、2月28日障害サービス課着 ⇒ 3月31日
付け廃止○

※休止の場合も同様のルールとなります。

根拠：障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

～再開届出書のルール～ (大人・子どものサービス共通)

・休止した事業を再開したとき

⇒ 10日以内

根拠：障害者総合支援法第46条、児童福祉法第21条の5の19

廃止・休止・再開届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★大人のサービス

5事業所指定更新、変更申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★子どものサービス

文書名:『2-1,2-2第2号様式～第5号様式』

文書名:『事業所指定①～③』

～廃止・休止・再開届出書～

廃止・休止の届出に際して大切なこと

「指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止または休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。」

(障害者総合支援法第43条第4項)

したがって廃止及び休止をしようとする事業所は、届出を提出する際には届出と併せて、

①当該事業所を現に利用している利用者のリスト

(氏名、希望サービス、異動先サービスを記載したもの)

②利用者の希望や意向等を聴取した個々の 面談等の記録

上記2点の資料の提出が必要です。

～廃止・休止・再開届出書～

【各届出の留意事項】

廃止届出書 ⇒ 事業所の廃止日以降、指定書（原紙）を返納してください（郵送可）。

休止届出書 ⇒ 休止期間は最長6ヶ月としてください。再開できる見込みがない場合、廃止もしくは休止の延長の届出が必要になります。

再開届出書 ⇒ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

(3) 体制届

～体制届のルール～ (大人・子どものサービス共通)

- ・ 減額になる場合

⇒ 判明・決定後**速やかに**  過誤再請求による負担の
軽減のため

- ・ 増額になる場合

⇒ 当該加算等を算定する**前月の15日まで**

ただし、処遇改善加算は**2ヶ月前の末日まで**。

根拠; 報酬留意事項通知

体制届出書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『6. お知らせ(県内共通)』

4. 平成31年度体制届に関するお知らせ
★大人のサービス

文書名:『【共通様式】平成31年度介護給付費等算定に係る体制に関する届出様式①及び②』

4. 平成31年度体制届に関するお知らせ
★子どものサービス

文書名:『【共通様式】平成31年度障害児通所支援事業所等給付費算定に係る体制等に関する届出様式』

～報酬算定・請求上の留意点～

- 届出書類が提出されていても、基準に合致することが明らかでない場合は、加算を算定できません。
⇒提出前に次の2点をよく確認してください。

- ①報酬告示、留意事項通知(※事業者ハンドブック報酬編(オレンジ色の方)で加算の要件を確認できます。)
- ②添付書類等(※加算によって資格証の写しや実務経験等添付書類が必要なものがあります。)

※サービスの提供記録や勤務記録等が整備・保管されていなければ、基準に合致することが確認できない分の報酬は返金することになります。
⇒記録は基準に従って保管

～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について①】

①報酬告示

<大人のサービス>

・平成30年厚生労働省告示第82号

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

<子どものサービス>

・平成30年厚生労働省告示第99号

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件」

～報酬算定・請求上の留意点～

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について②】

②留意事項通知

<大人のサービス>

・障発0330第4号平成30年3月30日

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

<子どものサービス>

・障発0330第5号平成30年3月30日

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」

報酬算定・請求上の留意点

【平成30年度障害福祉サービス等報酬改定について③】

③その他

＜大人・子ども共通＞

- ・平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する
Q&A(VOL1～3)

※掲載場所

障害福祉情報サービスかながわ

→書式ライブラリ

→6. お知らせ(県内共通)

→7. 厚生労働省告示・通知・事務連絡等

https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=110&topid=15

～体制届のルールについて～

【よくある不備・記載漏れ】

- ①申請先、申請年月日が記載されていない。
- ②法人代表者印が押印されていない、もしくは個人印や事業所印、銀行印が押印されている。
- ③変更前及び変更後の内容が記載されていない。もしくは、変更前、変更後の内容を見ても何を目的とした届出かわからない。
- ④変更年月日が記載されていない。加算をとるための届出にもかかわらず、申請期日のルールを無視した変更日を記載している。
- ⑤体制届に基づく請求をしていない。(体制届を提出していないにもかかわらず、請求している。)
- ⑥サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の変更に必要なサービス管理責任者補足研修の修了証の写しが無い。(児童:基準上必要な職員の資格証明書の写し、実務経験証明書が無い。)
- ⑦変更届で提出すべき内容(管理者、サビ管・児発、運営規程の変更(営業時間等含む))を体制届で届け出る。

⇒どれも届出として受理する以前の内容です。

(4) 変更申請書

～指定変更申請書のルール～

【対象のサービス】

障害者⇒生活介護、就労継続支援A・B型、指定障害者支援施設

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

【指定変更申請が必要な場合】

障害者⇒①生活介護、就労継続支援A・B型事業所が利用定員を増加させる場合

②施設障害福祉サービスの種類を変更する場合

障害児⇒児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設の利用定員を増加させる場合

【指定変更申請の手続き】

⇒変更の前月15日までに県に申請が必要。

【必要な書類】

①指定変更申請書(第2号様式)

②各種添付書類一式

指定変更申請書の掲載場所

ウェブサイト『障害福祉情報サービスかながわ』

『書式ライブラリ』

『1. 神奈川県からのお知らせ』

3-2変更届・変更申請・その他届出書等
(障害者総合支援法関係)
★大人のサービス

文書名:『2-1,2-2第2号
様式～第5号様式』

5事業所指定更新、変更
申請(届)体制届様式等
(児童福祉法関係)
★子どものサービス

文書名:『事業所指定
①、④』

～届出の送付及び問合せ先～

【障害福祉サービス・障害児通所支援（児童発達支援センターを除く）】

・〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課事業支援グループ

電話:045-210-4732(もしくは4717)

【児童発達支援センター・障害児入所施設】

・〒231-8588 横浜市中区日本大通り1

福祉子どもみらい局福祉部障害サービス課施設指導グループ

電話:045-210-4724



令和元年度第2回神奈川県指定障害福祉サービス事業者等指導講習会

請求事務に関する現状及び 留意事項等について

I 請求事務に関する現状及び留意事項等について

【目次】

1 請求事務に関する基礎知識

- (1) 神奈川県における請求方法の推移
- (2) 支払システム概要図
- (3) 請求事務の標準月例スケジュール
- (4) 請求における警告・エラーの仕組みについて
- (5) 神奈川県における介護給付費等請求の状況

2 請求事務に係る留意事項

- (1) 神奈川県において多く見られる警告・エラーについて
- (2) 請求に関するお問い合わせ、過誤再請求にかかる留意事項等

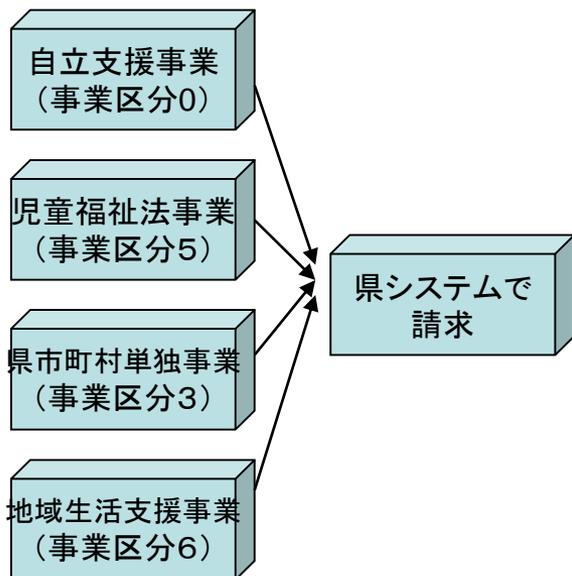
3 介護給付費等の算定について

4 福祉・介護職員処遇改善(特別)加算のご案内

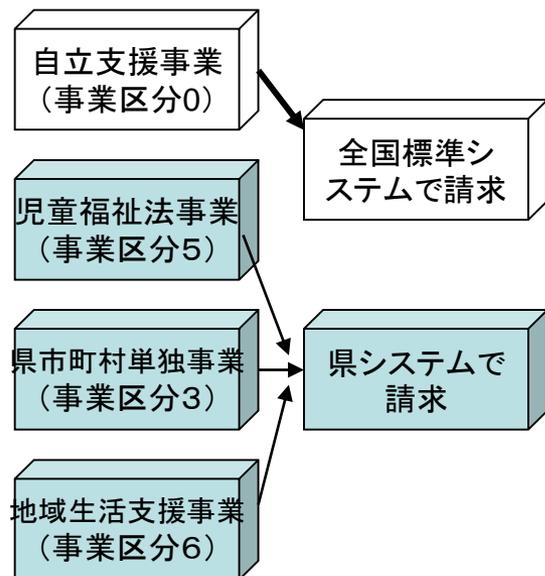
1-(1) 神奈川県における請求方法の推移

神奈川県では、各サービスの請求に対応するため、障害者総合給付支払等システム(全国標準システム)と、かながわ自立支援給付等支払システム(かながわシステム(県システム))を併用しています。

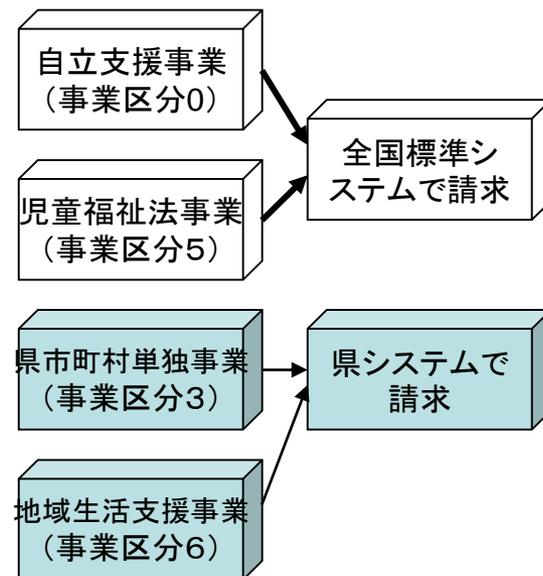
平成19年9月までの請求方法



平成19年10月～平成20年9月審査分の請求方法

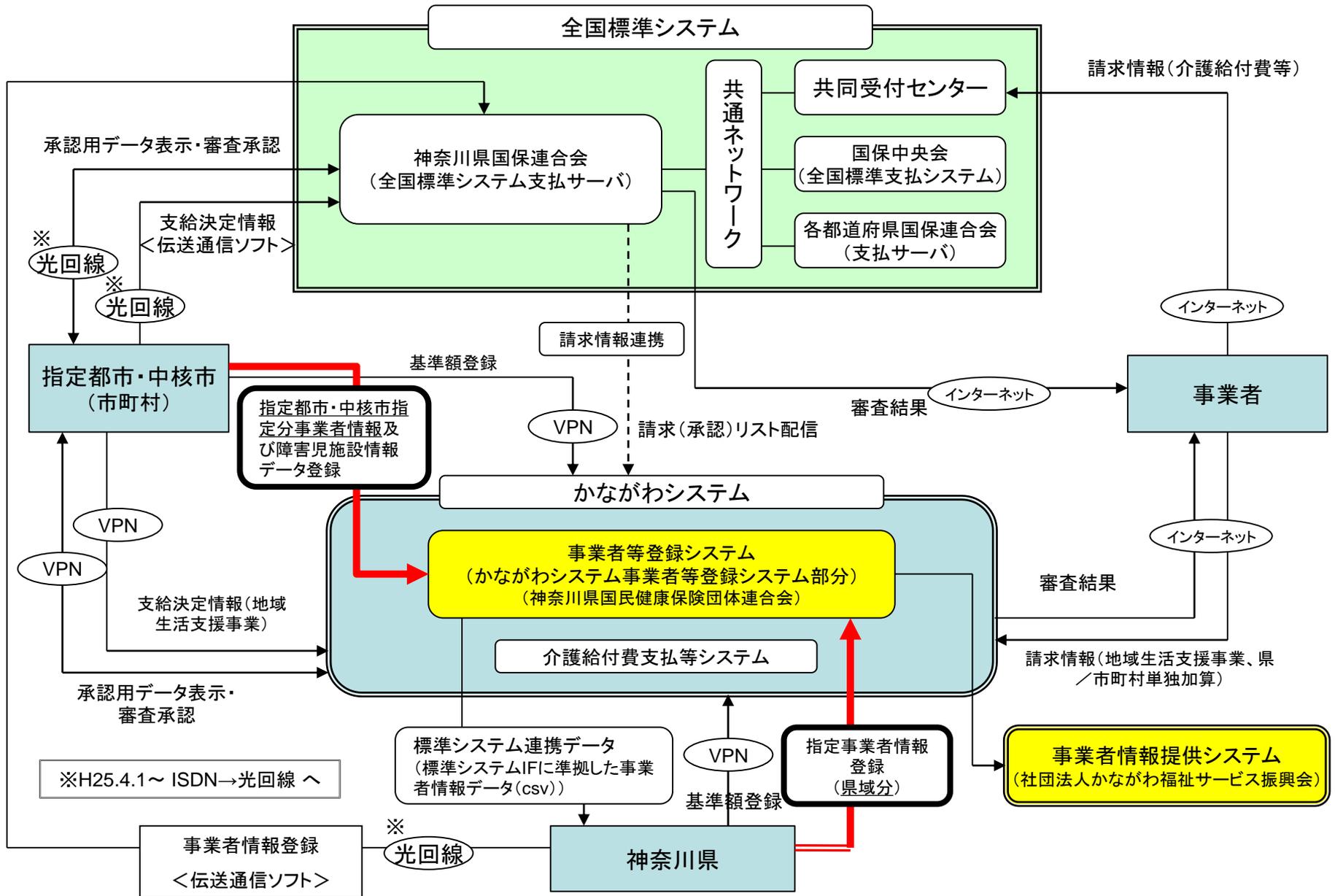


平成20年10月審査分以降の請求方法



- ・受給者台帳、事業所台帳、請求情報の受付期間は、毎月1日～10日です。
- ・受付期間中は、全国標準システムは24時間稼働、県システムは1～9日は8:30～19:00、10日は8:30～17:00です。
- ・県システムでは、請求期間中毎日エラーチェックを行います。全国標準システムでは、請求期間中の仮点検(概ね2回)、請求期間終了後の翌営業日に行われる受付点検でエラーチェックを行います。

1-(2) 支払システム概要図(H25.4.1~)



1－(3) 事務の標準月例スケジュール

<請求事務の標準月例スケジュール>

【標準システム】

請求受付期間：毎月1日～10日(請求期間中は24時間受付)

点検：仮審査 → 請求期間中に2回実施

受付審査 → 請求受付期間終了直後の開庁日

一括審査 → 毎月16日頃

【かながわシステム】

請求受付期間：

毎月1日～10日(システム稼働時間 8:30～19:00(10日は～17:00))

点検：

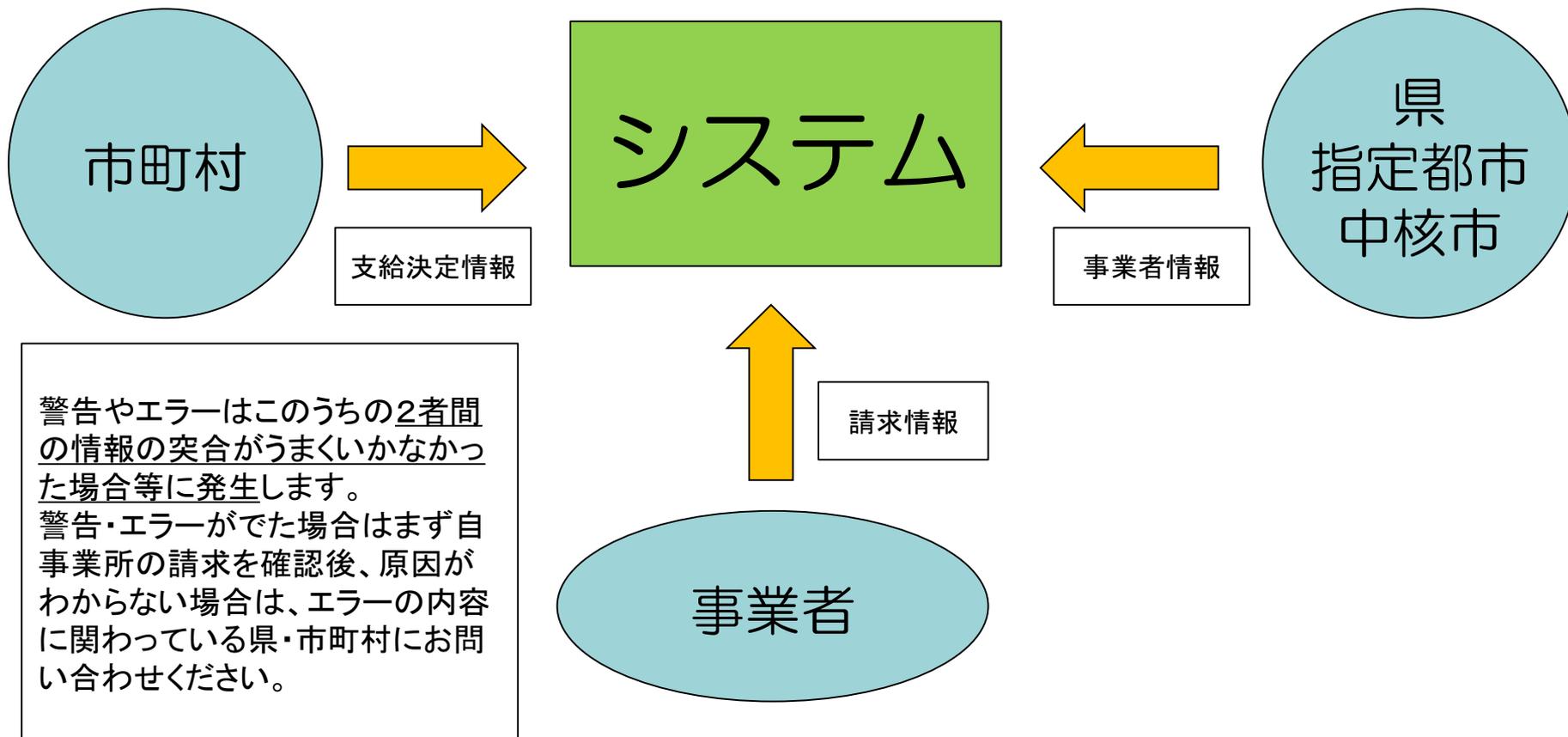
請求情報を送信した日の夜間処理で行い、翌日に点検結果を通知

第4週に標準システムとの整合確認チェック(仮締め・本締め)

1-(4) 請求における警告・エラーの仕組みについて

- (1) 請求における警告・エラーは、①事業所の請求情報、②市町村の支給決定情報、③県・政令中核市の事業者情報の3者の送る情報の突合がうまくいかなかった時に発生します。

突合(とつごう)・・・突き合わせること



1－(5) 神奈川県における介護給付費等請求の状況

(1) 平成30年4月請求支払状況

事業所数	4,200 事業所(標準システム)
	1,984 事業所(かながわシステム)
請求件数	102,467 件(標準システム障害福祉サービス支払)
	31,370 件(かながわシステム受付分)

(2) 平成30年4月標準システム処理点検状況

	[障害福祉サービス]	[障害児支援]
警告件数	6,462 件	4,658 件
エラー件数	1,374 件	819 件
エラー率	1.9%	2.4%

2-(1) 神奈川県において多く見られる警告・エラー

<神奈川県において多く見られる警告・エラー①>

【全国システム】

EC01: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

EG13: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

PA31: ※事業所台帳の「定員区分」、または「多機能型等定員区分(加算)」の登録内容に該当する請求ではありません

PB07: ※事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません

PB21: ※事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

PB22: ※事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

PB28: ※事業所台帳の「福祉専門職員配置等加算の有無」の登録内容に該当する請求ではありません

PA78: 目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を満たしていません

PB16: ※地方公共団体、国立施設は送迎加算を算定できません

PB19: ※地方公共団体、国立施設は送迎加算(重度)を算定できません

EE20: 地域区分コードが事業所台帳と一致しません

EF24: 単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

神奈川県において多く見られる警告・エラー

EC01: 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する請求情報が存在しています。

【原因】

標準システムに登録された情報に対して、再度請求情報が送信された。

【対応】

標準システムは先に登録した情報が優先されるため、再送信は先の請求情報を取下げたから行う。

重複の条件: 事業所番号、受給者証、提供月が全て同一の場合(=明細書単位)

<参考>

かながわシステムは「後から送信した請求が優先」→ 上書きされる。

神奈川県において多く見られる警告・エラー

EG13: 受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

【原因】

請求明細書の対象受給者の、支給決定期間が終了しているか、受給者台帳と不一致

【対応】

- ① 受給者証を確認し、受給者情報、支給決定情報等に相違がないか確認する。
- ② 支給決定市区町村に受給者情報等の変更の有無について確認する。

<参考:エラー内容ごとの確認先>

○受給者証に関する内容 → 支給決定市区町村に問い合わせ

○事業所情報(加算等)に関する内容 → 指定した県(政令市・中核市)に問い合わせ

神奈川県において多く見られる警告・エラー

福祉・介護職員処遇改善加算に係るエラー／警告

PB07:※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算の有無」が「無し」のため、福祉・介護職員処遇改善加算は算定できません

PB21:※受付:事業所台帳の「主たる事業所サービス種類コード」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

PB22:※受付:事業所台帳の「福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分」の登録内容に該当する福祉・介護職員処遇改善加算の請求ではありません

【原因】

処遇改善加算に係る請求情報が事業所情報と不整合

(請求コード誤り、加算率誤り、届出なし等)

【対応】

次の事項に留意して請求情報を作成する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー

地域区分及び単位数単価に係る警告／エラー

EE20: 地域区分コードが事業所台帳と一致しません

EF24: 単位数単価が単位数表の単位数単価と一致しません

【原因】

- 地域区分が事業所台帳と不整合
- 単位数単価(1単位あたりの単価(円))が誤っているため、請求金額が不正

【対応】

地域区分を正しく設定する。

→ 地域区分が誤っていると、関連する単位数単価も誤りとなる。

提出した加算区分(キャリアパス区分)に合わせた請求コードで請求情報を作成する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー

<参考:地域区分と単位数単価>

○ 障害福祉サービス等の地域区分については、平成30年度から従来の7区分から8区分に変更されました。

※ 平成30年度の地域区分や単位数単価については、障害福祉情報サービスかながわにて確認できます。

障害福祉情報サービスかながわトップページ→書式ライブラリ→「級地区分」で検索

神奈川県において多く見られる警告・エラー

<神奈川県において多く見られる警告・エラー>

【かながわシステム】

9560: 標準システムの基本サービス請求が存在しません。

9562: 標準システムへ同一の障害支援区分が存在しません。

<参考>

かながわシステムはExcel及びInternet explorer の環境に依存しているため、機種を入れ換えた際等に表示、動作に変更点が生じる可能性がある。

(例)

Internet explorer 7 以降では作成した請求情報をかながわシステムに登録しようとすると、「ファイルが存在しません」というメッセージが出る。

インターネットオプション→セキュリティ→信頼済みサイトにかながわシステムのアドレスを追加登録することで解消する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー

<かながわシステムの請求エラー>

9560:標準システムの基本サービス請求が存在しません。

【原因】

かながわシステムで事業区分3(県市町村単独加算)を請求した際に、標準システムへの請求がない、あるいは標準システム側の請求がエラーとなっている。(加算なので、本体請求(渡り先)がエラーであれば、伴ってエラーとなる)。

【対応】

標準システムへの請求を確認する。標準システムの請求がエラーになった場合は、翌月に標準システム、かながわシステムとも再請求を行う。

標準システムに請求する内容がない場合は、当該県システムへの請求は受け付けられない場合があるので、個別に県及び支給決定市町村に連絡し、対応方法を協議する。

神奈川県において多く見られる警告・エラー

<かながわシステムの請求エラー>

9562: 標準システムへ同一の障害支援区分が存在しません。

【原因】

「標準システム」と「かながわシステム」の請求コードについて、障害支援区分が異なる。

(例)

標準システム 331141(共同生活援助区分4 4:1)

かながわシステム 337063(H27年度県単GH加算区分3 六級地 4:1)

【対応】

かながわシステムの請求コードを確認する。

○支給決定市町村に問い合わせる。

○かながわシステムの「基準額照会」メニューから検索する。

2-(2) 請求の警告・エラーに係るお問い合わせについて

<請求事務に係る県からのお願い事項>

請求に係る問い合わせは、

事業所番号、サービス種類、請求年月、提供年月、システム名称(標準 or かながわ)

エラーコード、エラー内容、処理年月日、エラー項目値

を確認の上、ご連絡ください。円滑に情報を共有することができます。

エラー／警告の別	エラーコード	エラー内容	エラー項目値	明細書識別
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	PA77	受付: 重度者支援体制加算の算定要件を満たしていません	465816	J12
エラー	EF15	受付: 処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665	J12
警告	PB07	※ 受付: 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665	J12
エラー	EF15	受付: 処遇改善加算のサービス単位数が算定可能単位数を超過	246665	J12
警告	PB07	※ 受付: 福祉・介護職員処遇改善加算の算定要件を満たしていません	246665	J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12
警告	PB05	※ 受付: 送迎加算(重度)の算定要件を満たしていません	226591	J12

サービスコード表とかながわシステム操作マニュアル

○ サービスコード表

「介護給付費等単位数サービスコード」

(厚生労働省のホームページからダウンロードできます。)

※前スライドにある、エラー項目値 = サービスコード

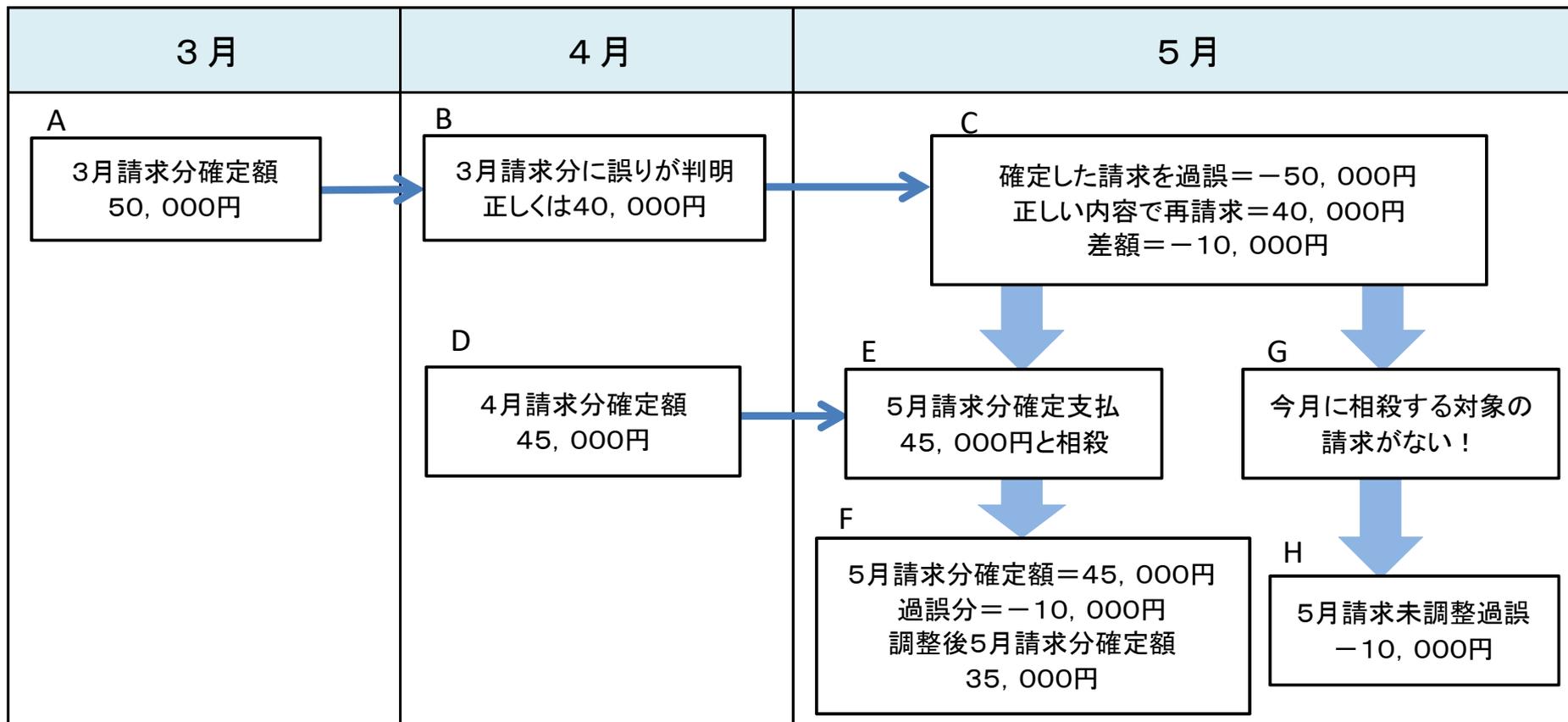
○ 「かながわ自立支援給付費等支払システム」操作マニュアル

(かながわシステムの掲示板よりダウンロードできます。)

過誤再請求に係る留意事項について

<過誤再請求に係る留意事項>

過誤再請求を申し立てる場合には、未調整過誤を生じさせないよう、計画的に請求事務を行ってください。未調整過誤は現金納付となり、市町村が債権管理者となります。



< 加算の根拠資料 >

(1) 指定障害福祉サービス

ア 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年9月29日厚生労働省告示523号)注:平成30年3月22日厚生労働省告示82号改正現在

イ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001号)注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在

(2) 指定地域相談支援

ア 報酬告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示124号)注:平成30年3月31日厚生労働省告示101号改正現在

イ 留意事項通知

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001号)注:平成30年3月30日障発0330第4号改正現在